

平成25年度 南九州西回り自動車道建設促進事業 事務事業 評価表

[単位: 千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	建設部 建設政策課		担当者	堀之内 利行		
根拠法令等	薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱					
事業の種類	☒ ソフト事業 ☐ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
政策	都市力を創出するまちづくり		施策	道路・交通ネットワークの整備		
			小施策	南九州西回り自動車道の早期整備の促進		
一体化躍動プラン	都市力創出プロジェクト					
重点施策	社会基盤の整備による利便性の高い都市づくり					
予算科目等	会計	一般会計	項	都市計画費	目	都市計画総務費
	款	土木費				
	事項	南九州西回り自動車道建設促進事業費		細事項	南九州西回り自動車道建設促進事業費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	南九州西回り自動車道の建設促進に取り組み、関係機関等との協議・調整を図る。				
	対象 (誰を、何を対象とする事業か)	国・県等の関係機関及び南九州西回り自動車道川内限之城道路建設促進協力会				
	手段 (市がどのような活動をするか)	関係機関と協議・調整を行い、国・県に対し要望活動を行う。 南九州西回り自動車道川内限之城道路建設促進協力会に対し、運営及び事業に要する経費を補助する。				
	意図 (どのような目的で事業を行うか)	南九州西回り自動車道川内限之城道路の建設促進を図る。				
	事業開始年度	平成18年度				
		指標名	目標値	目標年度		
	活動指標	要望回数	4回	平成27年度		
成果指標	要望回数	4回	平成27年度			
経費及び指標の推移	項目	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額
	事務事業費	751	2,270	822	2,528	928
	旅費	144	138	257	257	257
	負担金	184	480	184	484	184
	委託料		1,271		1,300	
	補助金	423	381	381	487	487
	市補助金	423	381	381	487	487
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	751	2,270	822	2,528	928
	要員配置状況	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	職員	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
	嘱託員					
臨時職員等						
活動実績・計画	4回	5回	4回	4回	4回	
成果指標の推移	4回	5回	4回	4回	4回	
特筆すべき事項等	【補助団体の設立理由】 国に対し自治体のみならず、議会、商工・農水産業関係者及び地元住民が一堂に会し要望することで要望効果を上げるために設立されている。 【目標年度】 川内限之城道路は平成26年度が供用目標とされているが、それ以北の阿久根市～川内間の整備が残ることから本事業も継続する。					

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) ・ 南九州西回り自動車道の建設促進については、周辺住民の関心も高く、本事業の目的にも合致している。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) ・ 要望先が国及び県であるため、市が調整役も兼ね、活動したほうが効果的である。
	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) ・ 費用の大きなものは要望活動である。補助金は、前述の協力会の要望活動に補助しているが、市が関与する川内川内市街部改修期成会と合同で要望しており経費の削減に努めている。これ以上の削減は活動に支障をきたす。
効率性	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) ・ 他に同様の組織はないため、削減の余地はない。
	成果の達成度 ☒ 達成度はかなり高い ☐ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由) ・ 南九州西回り自動車道川内隈之城道路は、本年3月に薩摩川内水引IC～薩摩川内高江ICが開通するなど着実に進められてきており、所要の目的は達成されている。
有効性	成果の向上余地 ☒ 余地がかなりある ☐ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) ・ 要望活動により、整備事業は順調に進捗している。川内隈之城道路の残区間である薩摩川内高江IC～薩摩川内都ICが平成26年度に供用開始の予定である。薩摩川内水引IC以北の阿久根市～川内間の整備が残ることから事業促進の要望活動を継続していく必要がある。
	4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action) 今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 上記方向の理由 ・ 要望活動により、事業は順調に進捗しているが事業は完了していない。よって、今後も引続き要望活動を継続していく必要がある。事業主体からも継続しての要望を要請されている。
内部評価(一次)結果	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 ・ 改革は特にないが、協力会への補助金額は繰越額が極力出ないような額を交付し、翌年度以降も事業内容を精査し補助金の交付額を検討していきたい。
外部評価(二次)結果	事務事業の視点別評価 妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	今後の改革の方向性 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	まとめ(補助金等評価を含む。)

所管部課名		建設部 建設政策課		担当者	堀之内 利行			
事務事業名		南九州西回り自動車道建設促進事業						
根拠法令		薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱						
補助経過年数		6年以上10年以下						
平成25年度 予算額		381 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 381 千円	その他の内容		
		指標名			目標値	目標年度		
成果指標①		要望回数			1回	平成26年度		
成果指標②		要望回数			1回	平成26年度		
補助対象者		南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会						
補助対象経費		南九州西回り自動車道川内隈之城道路の建設促進						
補助対象事業・活動の内容		南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会の運営						
		分類	□運営補助のみ □事業補助のみ ■運営補助と事業補助の両方 □その他					
補助金額又は補助率		100%						
補助金額又は補助率の積算方法		予算に定める額						
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	423,000	57.2%	423,000	54.3%	381,000	51.7%
			88	0.0%	61	0.0%	43,570	5.9%
		（前年度繰越金）	316,555	42.8%	355,853	45.7%	312,664	42.4%
	計	739,643	100.0%	778,914	100.0%	737,234	100.0%	
	支出	事業費	279,390	37.8%	343,340	44.1%	350,160	47.5%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	104,400	14.1%	122,910	15.8%	131,370	17.8%
		開通イベント負担金		0.0%		0.0%	150,000	20.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	355,853	48.1%	312,664	40.1%	105,704	14.3%
		計	739,643	100.0%	778,914	100.0%	737,234	100.0%
		支出計/前年度支出計			105.3%		94.6%	
		自己資金/前年度自己資金						
翌年度繰越金/市補助金	84.1%		73.9%		27.7%			
交付件数		1件		1件		1件		
成果指標の推移①		1回		1回		1回		
成果指標の推移②		1回		1回		1回		
特記すべき事項等	①総会前に事業概要説明会を開催し会員に事業内容の理解を高めた。要望時の経費の効率化を図った。 ②特に意見なし。繰越額及び事業内容に応じた補助金を交付したい。 ③該当なし。 ④該当なし。 ⑤市議会を通じ報告。 ⑥今後も当該期成会の活動を継続していただき、建設促進を図りたい。 ⑦国は地元の要望を求めている。市単独だけではなく当該期成会からも要望を行うことで効果はある。 市の政策的な事業であるため、要望活動費用の個人負担を強いることはできない。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=合致しない】

要件	項 目	主管課	評価した内容についての説明 (合致しない理由や課題を含む)
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	南九州西回り自動車道の建設により市民の利便性の向上と経済効果が期待できる。その整備を促進するための要望活動を行うことにより寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	① 当該期成会は、市長・議長・建設水道委員長の他に地元の代表者、商工・農水産業の関係者等で構成されている。国への要望を市単独でするよりもこれらのメンバーで活動した方が効果が高い。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	市民の利便性を向上させ、経済効果が高いことから市民ニーズに合致しており、事業は順調に進捗している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該期成会は、市長・議長・建設水道委員長の他に地元の代表者、商工・農水産業の関係者等で構成されている。市単独で要望するよりもこれらのメンバーで活動した方が効果が高い。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	市の政策性が強く、会員個人に要望活動費用の負担を強いることはできない。地元を含めた人員での要望活動の方が効果が高く、継続していくために必要な補助金である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	当該要望活動が主の団体である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	他に政策手段はなく、最も妥当なものである。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	活動内容は総会によって決められ、その内容は妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	今後の改革の方向性 ■ 現状のまま継続 □ 見直しの上で継続⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □ 休止 □移管 □縮小 □ 休止 □ 廃止
	上記方向の理由 ・ 要望活動により、事業は順調に進捗しているが事業は完了していない。よって、今後も引続き要望活動を継続していく必要がある。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

南九州西回り自動車道
「川内隈之城道路」の建設促進に関する
要 望 書



平成24年8月

南九州西回り自動車道

川内隈之城道路建設促進協力会



南九州西回り自動車道の建設推進につきましては、かねてから格別な御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

南九州西回り自動車道などの高速交通体系の整備は、地域間を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成するものであり、九州の一体的浮揚に繋がるものと期待が寄せられています。また、高速交通体系の整備は、地域の発展はもとより、地震等の災害における緊急搬送路や避難道路としての役割等、地域の実情に即した生活基盤の強化を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていると考えております。

さて、南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」(約10.2キロメートル)につきましては、各関係機関の御尽力による迅速かつ着実な工事が進められ、川内IC(仮称)～高江IC(仮称)間は、今年度中の完成を待つばかりとなり、高江IC(仮称)～薩摩川内都IC間につきましても平成26年度の供用目標が示されております。

地元住民は、産業振興の発展や重要港湾川内港の活用、農林水産業の活性化、北薩地域の観光振興等、多岐に渡る経済効果を生み出すものと期待を膨らませ、景気回復の礎になるよう「川内隈之城道路」の一日も早い完成を心待ちにしております。

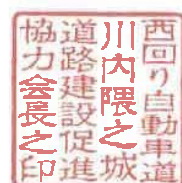
「川内隈之城道路」に関する残りの用地取得や地元調整等には積極的に協力して参る所存でありますので、地元住民の思いを御賢察いただき、要望事項につきまして特段の御理解と御高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、「川内隈之城道路」の利用効果を上げるため、阿久根市～薩摩川内市間の早期事業化を推進し、九州の高速交通体系網の早期の確立を併せてお願い申し上げます。

平成24年8月

南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会

会 長 (薩摩川内市長) 岩 切 秀 雄



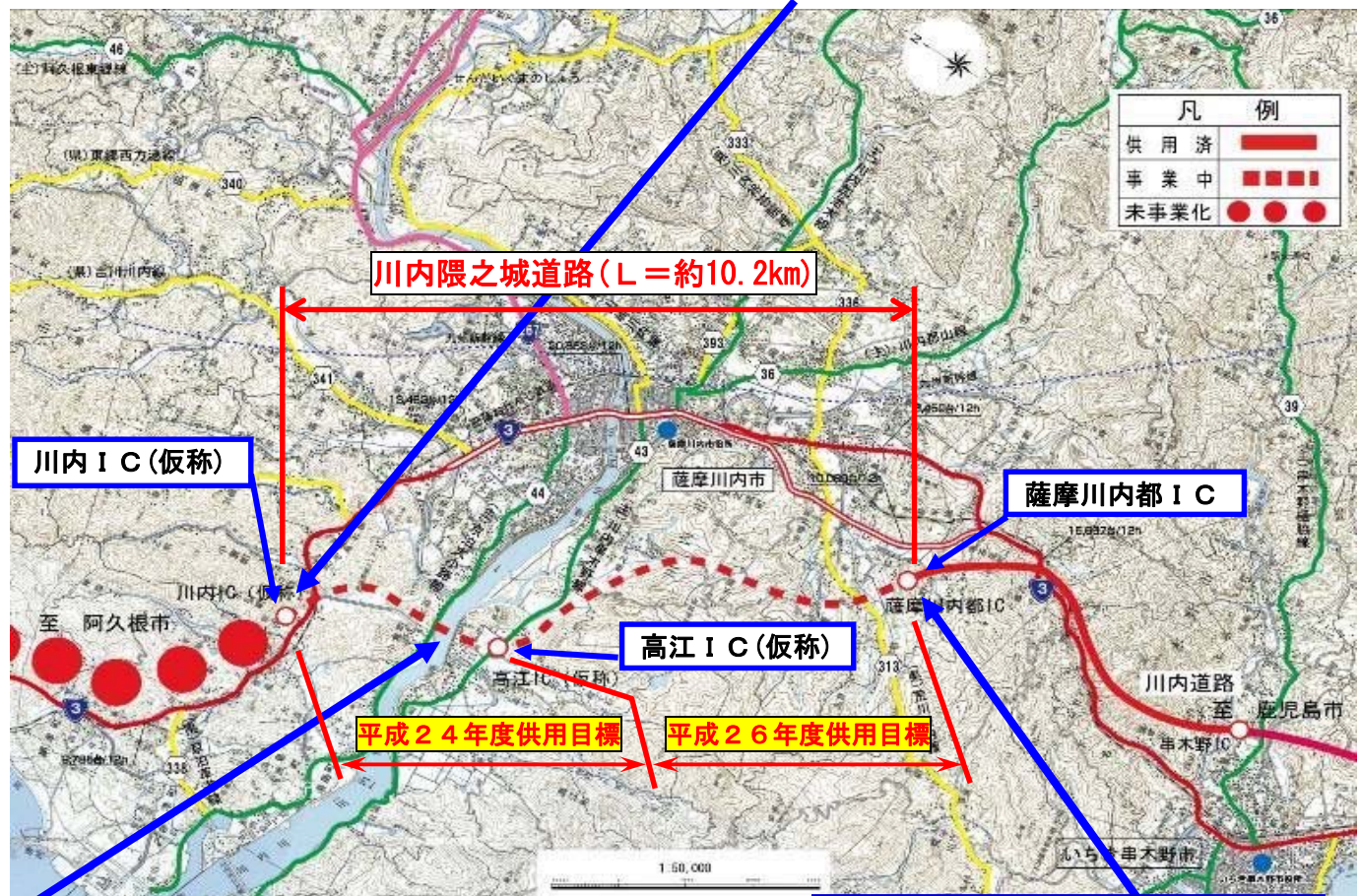
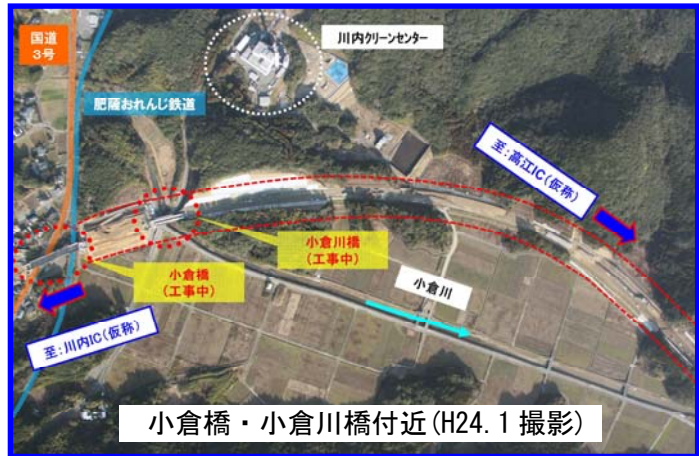
記

- 1 高規格幹線道路は、国の根幹的な施設であり、今後とも国及び地域の社会・経済活動発展を支え繁栄するため、国は責任を持って、一般国道自動車専用道路として位置づけられた2,480キロメートルについて迅速かつ着実な整備推進をお願いします。
- 2 地域の実情に配慮し、地域の生活基盤向上のために真に必要な道路整備が阻害されることなく早期に進められるよう安定した予算の確保をお願いします。
- 3 南九州西回り自動車道は、全線が繋がることでその整備目的を達成することから、阿久根市～薩摩川内市間の環境アセスメントや都市計画決定に必要な方法書の公告・縦覧など諸手続きの推進をお願いします。
- 4 南九州西回り自動車道「川内隈之城道路」の早期完成をお願いします。



南九州西回り自動車道川内隈之城道路 (H24.1 撮影)

提供：鹿児島国道事務所



提供：鹿児島国道事務所

薩摩川内都 I C 付近 (H24.1 撮影)

南九州西回り自動車道川内隈之城道路の整備効果

薩摩川内市には、鹿児島県西海岸における唯一の国際貿易港である重要港湾川内港があり、平成16年4月から、川内港と韓国／釜山との間に国際定期コンテナ航路が開設され、着実にコンテナ取扱実績が伸びてきているところです。

「川内隈之城道路」が整備されることにより、川内港から最寄りのICまでの時間を開通前後で比較すると約20分短縮になり、この所要時間の短縮による利用拡大と地域産業への支援、地域の魅力向上に寄与することが期待されます。



●川内港でのコンテナ船荷積み状況写真
(資料：薩摩川内市)



●川内港 30 分圏の変化
(資料：鹿児島国道事務所)



写真：完成イメージ高江 IC (仮称) 付近

●資料：鹿児島国道事務所

薩摩川内市には、九州屈指の規模である川内川花火大会や川内大綱引などの大規模なイベントや温泉、川内川流域自然公園など観光資源が豊富な地域です。

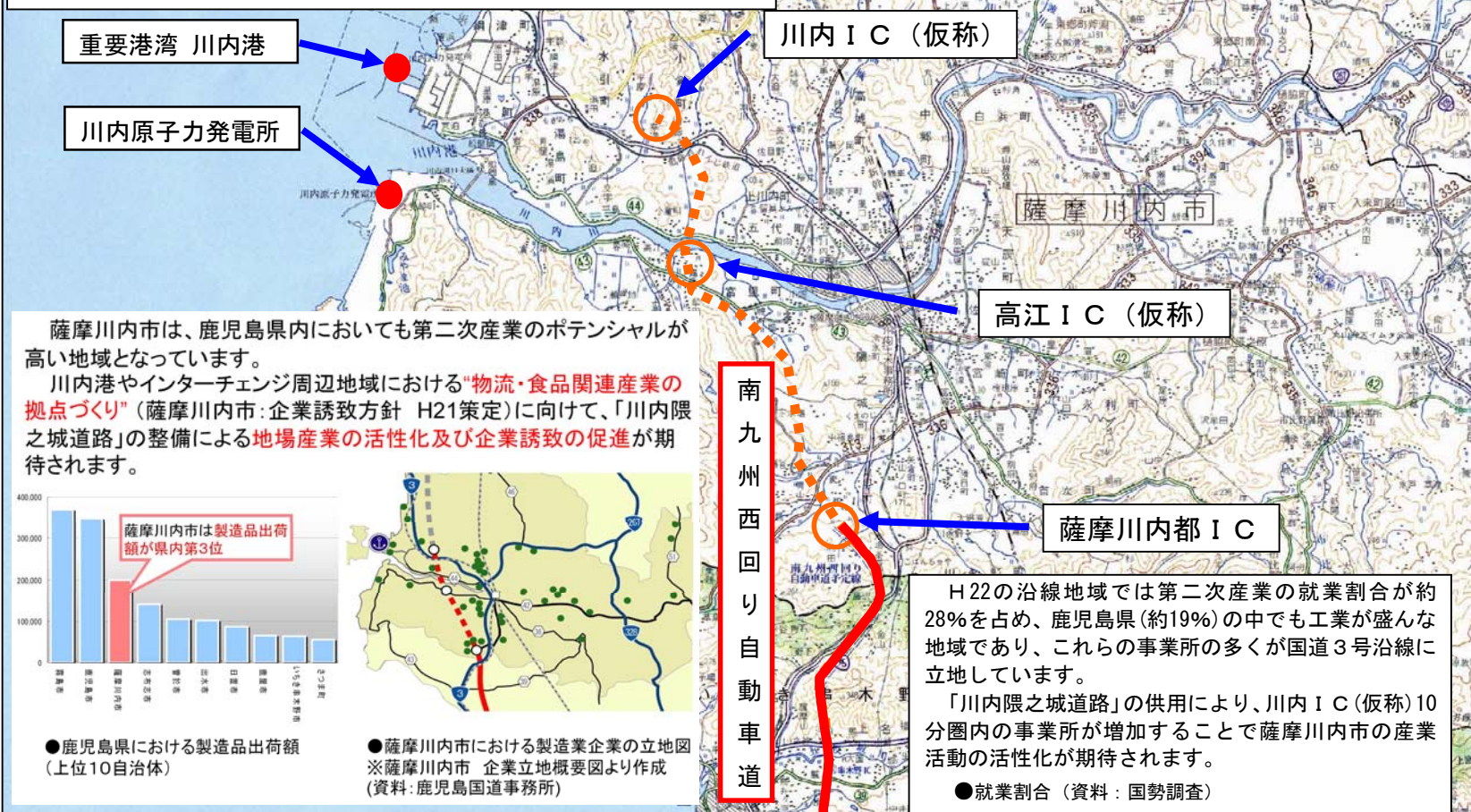
「川内隈之城道路」の整備により、各観光施設へのアクセスが向上します。



●川内大綱引 (資料：薩摩川内市)



●川内川花火大会
(資料：薩摩川内市)



薩摩川内市は、鹿児島県内においても第二次産業のポテンシャルが高い地域となっています。

川内港やインターチェンジ周辺地域における「物流・食品関連産業の拠点づくり」(薩摩川内市：企業誘致方針 H21策定)に向けて、「川内隈之城道路」の整備による地場産業の活性化及び企業誘致の促進が期待されます。



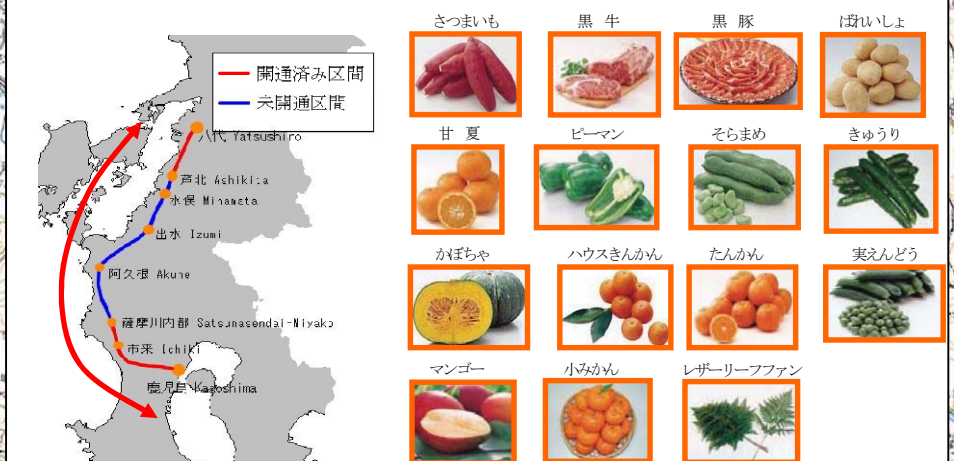
H22の沿線地域では第二次産業の就業割合が約28%を占め、鹿児島県(約19%)の中でも工業が盛んな地域であり、これらの事業所の多くが国道3号沿線に立地しています。

「川内隈之城道路」の供用により、川内 IC (仮称) 10分圏内の事業所が増加することで薩摩川内市の産業活動の活性化が期待されます。

●就業割合 (資料：国勢調査)

川北薩地域は、かごしまブランドを含む農水産物を生産しており、その一部は鹿児島中央卸売市場へ出荷されています。

「川内隈之城道路」の整備により、鹿児島市への搬送時間の短縮や荷傷みの軽減が図られることで農水産物の価値が高まり、地域の農水産業の活性化に寄与します。



●かごしまブランド15品目
(資料：鹿児島県)

南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金交付要
領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市建設部関係補助金等交付要綱（薩摩川内市告示第102号）第2条の表に掲げる南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなくてはならない。

- (1) 当該期成会の運営
- (2) 当該期成会の事業

(補助金の額)

第3条 南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金の額は、予算に定める額とする。

(補助対象経費)

第4条 南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金は、次の各号に掲げる事項に要する経費について交付する。

- (1) 当該期成会の運営に要する経費
- (2) 当該期成会の事業に要する経費

(交付の申請)

第5条 南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月31日とする。

(交付の基準)

第6条 南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、計画に対する事業進捗の状況を用いて測定するものとする。

(補助事業者の責務)

第9条 南九州西回り自動車道川内隈之城道路建設促進協力会補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の社会基盤整備政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、建設部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所用の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成27年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成28年度において所要の措置を講ずるものとする。